

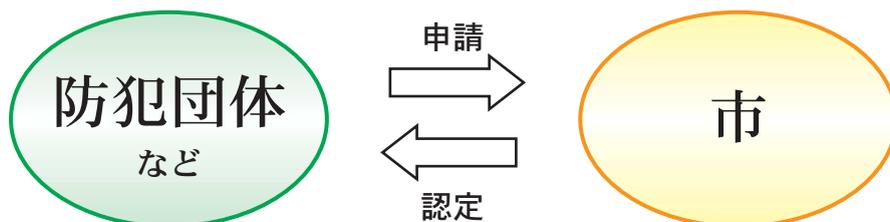
小郡市防犯パトロール車（青パト）の使用について

地域の防犯（青少年健全育成を目的としたものを含む）のために、複数の市民で構成された団体が防犯パトロール車（青パト）を使用する場合の手続きは、下記のとおりとなります。

1、使用までの手続き

推進団体として市からの認定が必要です。

- ①『小郡市地域防犯活動推進団体（推進団体）』としての申請を行います。
市は、これに対して、認定（または却下）を行います。



- ②推進団体の構成員の中から3人程度を「協力員」として市長が委嘱し、『協力員証』を発行
- ③協力員に対して、福岡県警より『実施者証』の交付（既に受領者は不要）

2、使用の手順

- ①申請…2か月前の初日から受付（使用許可申請書の提出）
- ②貸し出し期限…原則として1日
- ③『実施者証』の交付を受けた人が同乗（『協力員証』と併せて携行）

青パトには…腕章・チョッキ・点滅指示灯・ハンドマイクが装備されています。



3、使用中の注意

- ①防犯パトロール中以外は、青色回転灯は点灯させない
- ②一般ドライバーの模範となる交通法規の厳守。歩行者等交通弱者に優しい運転の励行。

4、使用後

- ①備え付けの小郡市防犯パトロール車運行報告および青パト運行記録の記載
- ②車両・装備品の整理整頓
- ③車両は、備え付けの青パト運行記録簿および小郡市防犯パトロール車運行報告書を「鍵」とともに市が指定した場所に返却

5、その他

- ①交通事故について
直ちに市役所へ連絡。市が加入している任意保険の範囲内での補償となります（公務での災害には該当しないので要注意）。
- ②『小郡市防犯パトロール協力員設置要綱』および『小郡市防犯パトロール車運行要領』を遵守することはもとより、防犯パトロール員としての自覚を持ち良識に基づき運行すること。

6、問い合わせ先

総務課防災・庶務係 ☎ 72-2111 内線 244、245